

# ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市介護予防普及啓発事業）助成要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、地域住民、ボランティア等が活動主体となり、地域の65歳以上の高齢者及び地域住民の交流、自主活動の推進及び充実並びに住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように世代間の交流、助け合い及び支え合いの輪を広め、誰もが住みよいまちづくりを推進することを目的に鈴鹿市介護予防普及啓発事業を予算の範囲内で助成するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## （助成対象団体の条件）

第2条 助成対象団体は、次の各号に掲げるすべての条件に当てはまらなければならない。

- (1) 鈴鹿市内において、自主的活動を行う任意の団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に活動を行うこと。
- (3) 介護予防を取り入れたサロン活動等を行うことを目的としていること。
- (4) 営利、特定の政党及び政治団体に関する活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 特定の個人や会員のみ利益が生じない団体であること。
- (6) その他鈴鹿市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める条件に当てはまること。

## （助成対象の活動内容等）

第3条 助成の対象となる活動内容は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加者は、鈴鹿市に居住する者で、その半数以上が65歳以上であること。
- (2) 1回当たり5名（介助者等の支援者を含み、運営スタッフを除く。）以上の参加者がいること。
- (3) 介護予防の要素を取り入れた計画的な活動であること。
- (4) 要介護者、要支援者及びサービス事業対象者（基本チェックリストにより、サービス事業の利用が必要と認められる者）等誰もが参加できる活動内容であること。
- (5) 世代間交流、助け合い、支え合いの輪を広めることが盛り込まれていること。
- (6) 地域に広報し、活動を住民に周知すること。
- (7) その他会長が認めた活動であること。

2 助成対象となる活動回数等は、次のとおりとする。

- (1) 原則月1回以上、1年度当たり少なくとも10か月以上開催すること。
- (2) 1回当たりの開催時間は、1時間以上であること。
- (3) 大規模自然災害や新たな感染症等の社会情勢を踏まえた理由により、同項第1、第2の条件を満たさない時は、この限りではない。

## （助成金額）

第4条 助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 助成金額は、1団体につき、月3,000円を基本とし、複数回開催するサロンについては、2回目以降1回につき1,000円加算する。（上限6,000円）
- (2) 第3条1項7の場合、その経費の認める金額を助成する。

## （対象経費）

第5条 助成の対象となる経費は、活動に必要なと認められる次の各号に掲げるものとし、助成金額の算定にあたっては、参加費等自己負担額を控除して、決定する。

- (1) 行事、会議等の会場使用料

- (2) 消耗品費、原材料費
- (3) ボランティア活動保険料、行事保険料
- (4) 外部講師等謝礼
- (5) 旅費、交通費
- (6) 印刷製本費、通信運搬費
- (7) その他

#### **(助成の申請)**

第6条 助成を希望する団体の代表者は、「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)助成申請書(様式1-1)」、「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)計画書・活動予定表(様式1-2)」を会長に提出するものとする。

#### **(助成の決定)**

第7条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかに申請内容を審査、決定し、助成の可否及び助成額等を「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)助成決定通知書(様式2-1)」又は「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)助成却下通知書(様式2-2)」により、申請者に通知する。

#### **(助成金の請求)**

第8条 前条の助成決定通知書を受けた者は、「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)助成金請求書(様式3)」により、助成金を請求するものとする。

#### **(助成金の支払い)**

第9条 会長は、助成金の請求を受けてから、30日以内に助成金を支払うものとする。

#### **(実績報告)**

第10条 助成を受けた者は、「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)実績報告書(様式4-1)」、「ふれあいいいききサロン事業(鈴鹿市介護予防普及啓発事業)活動報告書(月別)(様式4-2)」「参加者名簿(様式4-3)」を事業完了後すみやかに期日のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

#### **(助成金の返還)**

第11条 助成を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 第2条及び第3条の要件を満たさなかったとき。
- (3) 助成金を目的外に使用したとき。
- (4) 事業完了後、余剰金が生じたとき。
- (5) その他本要綱の規定に違反したとき。
- (6) 未開催月があるときは、その月の申請額を返還するとき。

#### **(社会福祉センター等の利用)**

第12条 助成を受けた団体は、次の各号に掲げる施設等を無償で利用できるものとする。

- (1) 鈴鹿市社会福祉センター会議室等

(2) 福祉バス（年1回に限る）

(3) サロン貸出機材

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。